

人権文化が創造されたまちの実現のための
総合的人権施策のあり方について

答 申

平成15年(2003年)1月17日

人権文化のまちづくりをすすめる協議会

目 次

はじめに	1
人権文化のまちづくりの基本理念	
1．人権についての考え方	2
2．人権文化のとらえ方	3
3．人権文化のまちづくりの理念	4
これまでの取り組みと課題	
1．取り組みの経過	5
2．現状と課題	
(1) 人権意識と人権学習	7
(2) 人権上の重要課題	10
施策のあり方	
1．施策の目標	12
2．施策の方向	
(1) 具体的な人権問題への取り組み	13
(2) 教育・啓発	14
(3) 相談・救済	16
(4) 市民活動の支援と連携	17
(5) 推進体制	18

はじめに

人権文化のまちづくりをすすめる協議会は、2000（平成12）年3月3日に豊中市長より「当市がめざす人権文化が創造されたまちの実現のための総合的人権施策のあり方について、貴協議会の意見を求めます。」との諮問を受け、検討を行ってきた。2002（平成14）年3月4日に、その間に行われた調査や聴き取りの結果をふまえ、審議の過程で出された意見をまとめ、市長に審議経過を報告した。その後、これをもとに、さらに豊中市における人権文化の実態の把握に努めながら、国における人権救済制度に関する審議や人権教育・啓発に関する基本計画の策定を視野に入れて慎重に論議し、その結果をまとめた。

当協議会は、まとめに対する市民の意見募集を実施し、市民の意見も参考に検討を加え、別紙のとおり答申するものである。豊中市が全国に先駆けて、人権文化のまちづくりに関する理念と組織を確立したことをふまえて、この答申に沿った施策を展開されることを要望するものである。

人権文化のまちづくりの基本理念

1. 人権についての考え方

人権とは、一人ひとりが人間として認められ、自分らしく人生を生きることが出来る権利であって、民主主義と不可分のものである。このような人権は、長年にわたる努力によって獲得されたものである。それは、すべての人間が生まれながらに享有する権利であり、永久に侵されてはならないものである。国家権力による権利侵害への抵抗から始まって、市民相互の権利擁護まで、人権のとらえ方は発展してきている。日本国憲法は、これを基本的人権として定め、個人の尊重、生命、自由及び幸福の追求に対する権利、法の下での平等を掲げ、さまざまな自由権や社会権を定めている。国際的にも、人権の尊重と平和の実現が不可分のものであることから、第二次世界大戦後、国際連合によって世界人権宣言が出され、その後国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約などが次々と締結され、日本もこれらの条約を批准した。

人権は、権利の中でもすべての人に保障された権利である。実定法に基づいて保障されたものが権利ととらえられることが多いが、人権はさらに根底にあって、強い規範性を持つものである。そして、すべての人が、健康で文化的な最低限の生活を営むことのできる権利を有すること、安心・安全・安定した日常生活を営むことのできる権利を有すること、あらゆる社会参画への権利を平等に有すること、個性を持った、かけがえのない存在として、生きる権利を平等に有することなどが人権の内容として押さえられなければならない。

人権は、絶えざる努力によってこそ確立されるものであり、各人が権利主体として生きることが求められる。しかし、現実には人権が確立されず、侵害されている事実があり、それを放置することは人権全体の空洞化を招きかねない。これらの問題に取り組み、人権侵害をなくし、すべての人の人権を積極的に保障することが大きな課題となっているのである。人権の確立は、闘いを通じてなされてきた歴史があり、社会的に抑圧されてきた人々の存在を意識する視点があることによって、人権を具体的に把握することができるのである。現在では、遺伝子操作などによって生命に関与することも人権侵害につながるものが

あることに注意する必要がある。

人権の確立にあたって、自他の関わりの中でどのように主張し、守り合うかが課題になる。「自己実現」、「自己決定」と人権はつながっていて、それを阻むものとして、効率主義や利己主義などがある。「自己実現」や「自己決定」は、利己主義とは異なるものであり、共生の観点からとらえられ、関係性が重視されなければならない。

2 . 人権文化のとらえ方

1995（平成7）年に始まった「人権教育のための国連10年」の行動計画では、人権教育の定義において、「人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と記され、日本の国内行動計画でもこの概念を用いている。文化は、学問・芸術などをさすことも多いが、広くは人間が作り出し、社会で共有されている行動様式や考え方、製作物を意味する。人権が生活に溶け込み、私たちの行動様式や価値観となっているときに、人権文化が構築されているといえよう。このような人権文化は、価値とともにシステムを含みこんだものである。もとより、人権文化として、人間らしさを追求しその思いや願いを表現した音楽・美術・演劇・踊りなどの芸術文化等に着目することも大事である。

人権文化を築くには、私たちが依拠している文化を見直す必要があり、人権侵害である差別への取り組みを通じて人権に気づき、文化のあり方を問うことができるのである。環境破壊など私たちの生命・健康をおびやかすものも人権侵害であり、それらへの取り組みも促されるのである。具体的には、けがれ意識やこれまでの慣習を問い直す必要がある。そのため、無意識に刷り込まれている伝統文化や生活様式の問題に気づき、新しい価値を創り出すという観点から、新しい生き方を提示することによってこれまでの文化を相対化するようなプログラムを作成しなければならない。

その際、人権侵害を広くとらえる必要があり、同和問題、女性、障害者、在日外国人、高齢者、子どもなどの人権問題はもとより、さらに、ひとり親家庭、婚外子、性的マイノリティ、HIV感染者・ハンセン病（元）患者、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人、アイヌ民族等少数民族、非喫煙者、野宿生活者などの人権問題が見落とされることがあってはならない。

3 . 人権文化のまちづくりの理念

住みよいまちは、子ども・障害者・外国人等も含めすべての人が個人として尊重され、互いに人間としての尊厳を認めあい、住民自治の発揮されるまちであって、人権文化の広がったまちである。そこでは、人々との連帯・共生のもとに個性が発揮され、多様な生き方が可能となるのである。とくに、従来人権保障が不十分であった人々がしっかり位置づることができる社会制度、地域づくりが課題である。被差別状況にある人が孤立せず、問題をみんなのものにする仕組みづくりが進められなければならない。これまで被差別の立場にあった人が生き生きと生きることができるまちを築くことによって、人権文化のまちづくりが実現することになる。

子どものころから人と人とはつながるシステムづくりを念頭に置いたまちづくりが大切である。現実には、そのようになっていないところが多く、その是正が課題である。自治体の役割は、このようなまちを築くことにあり、法制度などのソフトウェア、施設などのハードウェア、さらに人的なヒューマン・ウェアのいずれにおいても、あらゆる行政がその観点に立って行われなければならない。そのため、具体的な人権問題への取り組みを進めながら、すべての住民の人権を守り、住民が人権尊重のまちづくりに主体的に取り組むことを支援することが主要な任務となる。必ずしも人権を表に掲げていない市民活動の中にも、市民参画を進め、共生のまちづくりを行うものがあり、人権文化のまちづくりにつながるものが少なくないことにも着目する必要がある。

人権の確立を促進する観点に立って、人々の積極的な参画がはからなければならない。具体的には、政策決定における市民参加システム、子ども等の権利擁護・代弁（アドボカシー）の役割、格差是正のための積極的優先措置（ポジティブアクション）、人権オンブズパーソン、人権センター、人権ネットワークなどが考えられる。そのための条例制定も試みられてよい。

これまでの取り組みと課題

1. 取り組みの経過

豊中市では、同和問題の解決に向けて1969（昭和44）年に同和対策審議会を設置し、庁内全部局に関わる総合的推進体制を整備するため、1971（昭和46）年に同和対策本部（現、同和行政推進本部）を設置するとともに、同和教育基本方針や同和保育基本方針、同和行政基本方針を順次策定して、同和問題の取り組みが進められてきた。障害者施策については、1972（昭和47）年に、心身障害者対策協議会（現、障害者施策推進協議会）を設置し、国際障害者年を前にして1980（昭和55）年に国際障害者年推進本部（現、障害者施策推進本部）を設置するとともに、障害児保育基本方針や障害児教育基本方針、1986（昭和61）年に障害者対策に関する長期計画、1998（平成10）年には第二次障害者長期計画を策定し、すべてのライフステージにおいて障害者の主体性、自立性を基軸とした障害者施策を総合的、計画的に進められてきた。また、1980（昭和55）年には、全国でもかなり早く在日外国人教育基本方針を策定したが、その後の国際化の進展に伴い、1989（平成元）年に国際交流推進会議（現、国際化施策推進会議）を、1998（平成10）年には国際化施策推進懇話会を設置するとともに、2000（平成12）年に国際化施策推進基本方針を策定し、外国人市民が住みよい、世界に開かれた地域社会をめざした取り組みが進められた。さらに1983（昭和58）年には、女性問題推進本部（現、女性政策推進本部）を設置し、翌年女性問題審議会も発足させた。1990（平成2）年に、女性政策基本方針を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められた。

こうした中で、1984（昭和59）年に市民運動の盛り上がりにより人権擁護都市宣言が行われ、さまざまな人権課題について庁内関係部局が啓発活動を中心に連携を深め、横断的な取り組みを推進するため、1989（平成元）年に人権啓発推進会議が設置された。

庁内に人権文化部が設置されたのは1991（平成3）年のことであり、翌年、「人権・文化・まちづくり」を基調に施策・対策と啓発の一体的推進を柱とした人権啓発基本方針が作られ、また1994（平成6）年に市民一人ひとりが文化的

存在であるという理念のもと文化振興ビジョンが示され、人権文化のまちづくりを標榜したさまざまな施策展開がなされた。1996（平成8）年には国で人権擁護施策推進法が成立し、2000（平成12）年には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定された。豊中市でも1999（平成11）年に人権文化の創造を理念とする「人権文化のまちづくりをすすめる条例」が制定され、翌年「人権文化のまちづくりをすすめる協議会」を発足させたのである。

2001（平成13）年から2020（平成32）年までを目標年度とする豊中市第三次総合計画でも、施策の方向性の一つとして「人と文化を育む創造性あふれるまちをめざして」をあげ、その中での施策体系として「共に生きる開かれた社会」を掲げ、人権施策の総合的推進等を示した。また、2001（平成13）年には「人権教育のための国連10年行動計画」を受けて市としての人権教育・啓発基本計画を策定した。

人権啓発基本方針の中では次のように述べられている。「自分のなかにある人権要求、つまり、自分の生活をみつめ、他者とのかかわりあいをもっと良いものにしたいと願う活動は、自分をも変え、他者をも変えていくきっかけになりうるという意味で、人権啓発活動であり、文化活動でもある。このように、人間を抑圧する文化でなく、人間を解放する文化をつくりだす人権文化を市民とともに創造しなければならない。今後は、深い人間性と人権・文化の確固とした生活の仕方が学べ、生きる力を励ます新しい啓発活動として市民の自己表現の場のいっそうの拡大が大切である。」また、文化振興ビジョンでは、「市民一人ひとりが文化的存在である（人間らしく豊かに生きることができる自己実現社会）」を基本理念とし、「共生（共に生きる）市民一人ひとりの人権と個性の尊重、展開（ひろげる）さまざまな人々が文化を担う、交流（まじわる）交流の活性化、創造（つくる）創造への方策」を視点としている。さらに「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の前文では、「私たち一人ひとりがこれまでのものの見方、考え方を人権尊重の視点で問い直すとともに、共に生きる豊かな関係を育み、活動の輪をひろげ、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる人権に根ざした文化を創造することが大切」と書かれている。

これら人権啓発基本方針、文化振興ビジョン、人権教育・啓発基本計画などにに基づき、さらに国際化施策推進基本方針、女性政策基本方針、同和行政基本方針、同和行政推進プラン、第二次障害者長期計画、子ども総合計画など各領域における方針等をふまえて、人権文化のまちづくりを総合的に進めることが必要である。

2．現状と課題

(1) 人権意識と人権学習

2000（平成12）年に行われた人権についての市民意識調査から、次のような現状と課題が見られる。（『人権についての市民意識調査報告書』豊中市、2001年3月参照）

・人権問題への関心は、犯罪被害者の人権、障害者の人権、女性の人権、高齢者の人権、労働者の人権、家庭における人権、子どもの人権、民族問題や人種差別、在日外国人の人権、同和問題、HIV感染者の人権、性に関する人権の順に多い。関心が多く見られても40%台であり、同和問題は20%強、性に関する人権は10%程度である。

・「夫が妻に身体的・精神的な暴力をふるうこと」については80%以上の人が、「女性ということで給料や昇進で低い評価を受けること」についても70%を超える人が人権侵害ととらえ、「障害のある人の結婚・出産などに周囲が反対すること」や「障害者施設の建設に周辺の住民が反対すること」も、3分の2の人が人権侵害とみなしている。一方、「教師が児童・生徒に体罰を行うこと」は38%、「親が、子どものしつけのために体罰を行うこと」は34%、「子どもだからという理由で社会に参加する権利を制限すること」は43%と、人権侵害と思う人は半数以下で、「家族が寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所させること」についても人権侵害と思う人は36%である。

・「差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである」に対する考えとして「当てはまる」を選ぶ人は86%あるが、「差別について、ホンネとタテマエが一致しないのはやむをえない」に「当てはまる」とする人も46%あり、「差別された人は世の中に受け入れられるよう努力する必要がある」といった回答も

51%の人に選ばれている。

・人権意識の学習の場としては、「学校」が62%、「マスコミ（新聞、テレビなど）」が44%、「家族」が42%、「行政の広報・冊子」が31%、「研修・学習・講演会」が29%、本が27%である。「学校」は若い人に多く、早くから学んでいる。

・差別的な言動に対して「何らかの注意をする」とした人は66%で、4分の1の人は「何も言わない」と答えている。「人権侵害を受けたことがない」と答えた人は72%で、年齢の高い方にこの答えが多く、人権のとらえ方の差異が影響していると考えられる。

・人権侵害を受けたときに「法務局・人権擁護委員」「市役所」「弁護士」に相談すると答えた人は、それぞれ20%程度である。公的機関に相談しない理由としては、「積極的な支援が得られず、頼りにならないと思うから」が41%で最も多く、救済体制の不備が指摘されている。「どこでどのような相談を受けもらえるかわからないから」も33%あり、周知不足が示されている。

・結婚に際して相手の出身地を身元調査することに否定的な回答は38%、肯定的回答が18%で、「どちらともいえない」というあいまいな回答が34%と多い。身元調査意識の強い人ほど、差別に同調的、あるいは許容的である。差別意識の情報源では、「友だちや先輩」「家族」がそれぞれ30%台で多い。

・「差別される側にも問題がある」といわれたときに、「そういう見方もあるのかと思った」が64%で、「疑問や反発を感じた」は23%である。

・差別意識の学習時期は若い人ほど早いですが、これにも差別意識のとらえ方が関係していると考えられる。年配者は、差別をとらえることが若い人より少ないのである。

・人権問題についての学習手段は、学校、映画・テレビ・ビデオなど、本、市主催以外の講演会・研修会、市主催の講演会・研修会、当事者の話の順に多く、10歳代では90%台、20歳代、30歳代では、それぞれ80%台と「学校」が多い。50歳代以上では「映画・テレビ・ビデオ」などが第一位であるが、若い人より率が低い。人権学習の感想としては、「差別の厳しい現実がよくわかった」、「人権の大切さがよくわかった」がそれぞれ50%台、「差別は許せないと思う

気持ちが強まった」が32%で、否定的反応は少ない。差別を肯定する意識を身につけている場合は、受講した人権学習がプラスの効果をもたらしても、身についた差別意識を相殺するには不十分であること、一方、受講した人権問題学習の内容や方法に批判的であっても、差別に反対したり疑問に思う意識を身につけていると、その意識は変わることはないことが、調査結果として示されている。

- ・豊中市の「人権文化のまちづくりをすすめる条例」を知らない人が過半数あり、「人権擁護都市宣言」を知らない人も40%弱ある。「近所つきあいがほとんどない」という人が30%近くあることと合わせて、豊中市が市民にとってどのようなものであるか再検討の必要性がある。

- ・人間関係において日常孤立していない人や自己開示できる親密な相手を持つ人は、さまざまな人権問題を認知している。自己開示できる親密な相手を持つ人は、差別を否定したり問題にする人が多い。孤立している人は、差別を容認する人が比較的多く、差別を否定したり問題にすることが比較的少ない。

- ・自分を肯定的に受け入れることのできる人は、人権問題への関心を持つ人が多く、他人の人権について配慮する意識を持ち、人権侵害の存在を認識している人が多い。また、差別を否定したり、問題にする人が多く、人権侵害に対して積極的に対処する傾向がある。

- ・差別しているという意識がないままに、差別になりかねない行為をしている人が少なくない。直接的に差別しなくても、他者の差別的言動を黙認している人も少なくない。差別意識を身につけた人にとって、人権学習の効果は十分でない。これらの解決が課題である。

- ・このように、まだ人権を自らのものととらえることが十分ではなく、地域での孤立や自己に対しての信頼が弱いとき、問題が多いことも示されている。また、各種市民団体からの聴き取りを通じて、差別に対する無関心やとらえ方の不十分さが、人々の交流を阻み、安全な住みよいまちづくりを妨げていることが見えてくる。さらに、住民情報の流出などもあり、プライバシーの保護が課題となっている。また、知る権利の位置づけが必要である。このほか近年深刻化の増す環境問題への取り組みも急務である。人権問題への取り組みを通じ

て人権意識の高揚をはかり、差別をなくして、共に希望を語るなかでまちづくりに努めることが課題である。

(2) 人権上の重要課題

市内でさまざまな分野で活躍する市民団体からの聴き取りによって浮かび上がってきた現状と課題は次の通りである。

同和問題

部落差別意識は払拭されておらず、周辺も含めた人権のまちづくりが必要である。当事者対策行政でなく人権尊重社会づくり行政を進めなければならない。反差別の連帯を進めること、当事者の声がきちんと行政に反映する仕組みをつくること、人権まちづくりセンターの人的・物的整備を行うことなどの意見が聴き取りの中で出された。問題解決に向けての学力・進路、就業などの支援や、教育・啓発とともに、人権侵害に対する相談・調査・措置など、問題への取り組みを進めるしくみが重要である。

女性

社会生活上の男女格差や暴力の存在は、女性が人間として生きる上で大きな妨げとなっていて、その解消が急務である。まだまだ社会的につくられた性(ジェンダー)にとらわれた意識があり、それが女性の地位向上を妨げている。社会教育講座などで、ジェンダー問題を積極的に取り上げる必要がある。積極的に雇用の平等をはかり、政策決定の場や各種委員に女性を登用し、ジェンダーによる偏りをなくすことが課題である。その際委員の公募や開かれた委員会づくりが重要である。

障害のある人

障害に対する無理解・偏見・差別に悩む実態がある。入居差別など居住権の侵害も深刻である。医療・福祉の現場や施設・相談窓口でも子ども扱いや当人の意見を聞かないなどの対応が見られる。とくに教育現場での教師の対応が子どもたちに与える影響は大きい。障害者が地域に生きることのできる介護体制の不備から生じる問題もある。情報からの隔離や就職差別も依然としてある。行政における細かな個別的対応に不備が目立つとの意見が聴き取りの席上で述べられた。今後情報の提供、人権意識の啓発、地域での受け皿づくりなど課題

は山積していて、学校で教師・生徒双方への働きかけと相談・評価のための第三者機関の設置が求められる。教育の場において、統合教育の中での障害児に対する支援など「援助つきの共生」（インクルージョン）の拡大について、実地的な助言と実質的な手だてを行う仕組みの構築が必要である。

在日外国人

在日韓国・朝鮮人の子どもの８－９割が通名で本名も使えないなどの問題がある。外国人の子どもとつき合わせないようにする親も見られる。福祉施設での扱い等でも民族的特性がほとんど考慮されていない。在日外国人教育基本方針を保育所等も含めて実行しなければならない。人権一般でなく、民族的特性をふまえた人間の尊厳を大事にする人権であるべきという意見が聴き取りの中で出された。民族学級など民族教育の制度的保障を進めるとともに、外国人市民会議などで外国籍住民の行政参加機構を構築する必要がある。地域での支援も大切であり、足元からの国際化・多文化共生教育を行うとともに、外国人市民の人権相談体制を整備しなければならない。

高齢者

高齢者についても、人権の視点からとらえることが弱く、当事者の声を無視した措置がとられることがまれでない。自立した人間として認められ、安定した生活を送ることができるよう環境を整えるとともに、社会の重要な一員として各種の活動への参加ができるよう条件整備が必要である。

子ども

子どもに関して、いじめ、児童虐待、体罰などが問題となっている。人権問題としてのとらえ方がまだ弱い。児童（子ども）の権利に関する条約についても、認識している人が少ない。この条約の周知を図り、子どもの意見表明権を尊重し、実態調査もまじえ、当事者の声をもっと聞き、社会参画を進める必要がある。地域の中で人権を守りながら子育てが行われるよう援助し、子育てを支えることが課題である。

ひとり親家庭、婚外子、性的マイノリティの人々、HIV感染者・ハンセン病（元）患者、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人、アイヌ民族等少数民族、非喫煙者、野宿生活者など

これらの人々の人権について見過ごされていることが少なくない。これらの問題を積極的にとりあげ、実情を把握し、解決のための取り組みが進められなければならない。これらの人々の問題に地域で取り組むとともに、これらの問題に関する行政窓口の整備が課題である。

市民団体自体が、また市民団体と行政の関係が、民主的で人権文化に満ちたものであるべきである。これら市民団体の人権文化まちづくりの推進に果たす役割は大きく、行政はその支援にあたることが重要である。その際、公平性、公開性、目的本位性等に配慮が必要である。団体指導者の人権学習の機会の拡充も課題である。

施策のあり方

1. 施策の目標

子どものときからひとりひとりが大切にされ、市民の交流が豊かな、人権に根ざす文化の広がったまちを築く。

さまざまな人権問題に取り組み、すべての人権が分かちがたく関連していることに着目して、まちづくりにつなぐ。

- ・人権啓発基本方針をふまえ、人権教育・啓発を推進して、人権文化の確立をはかる。
- ・人権侵害に対する相談・救済体制を整備する。
- ・人権文化のまちづくりにとりくむ市民の活動を支援する。
- ・総合行政として人権行政を推進する体制を整える。

政策遂行にあたって、同和行政基本方針、女性政策基本方針、国際化施策推進基本方針、長寿社会対策基本指針、子ども総合計画、第二次障害者長期計画などとの整合性をはかりながら、まちづくりとしての横断的・総合的な取り組みを推進する必要がある。

２．施策の方向

(１) 具体的な人権問題への取り組み

市民が権利主体として生き、住民自治を実現するなかで、文化を構成している慣習や価値観を見直し、人権文化を確立して、人権が尊重される社会を築くことがめざされなければならない。そのためには、基本的人権について、その確立のための人類の努力や民主主義との関係について、国内外の動向をふまえながら学ぶとともに、具体的な人権問題への取り組みによって、人権についての認識を深め、自他の人権の相互関連をとらえ、生活文化を見直す実践を展開することが肝要である。「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画にもあげられている重要課題としての、同和問題、女性、障害者、在日外国人、高齢者、子ども、HIV感染者その他の人権に関わる問題への取り組みを市民と共に推進しなければならない。それは一部の行政としてでなく、まちづくりの重要な活動として、全庁的に財政的措置を伴って進めなければならないものである。

すべての人が生き生きと活動できる基盤の整備が課題である。環境を守り、日照権などにも配慮するとともに、暴力や危険な個所をなくして安全を確保し、教育・就労・居住・介護の保障などで生活の安定をはかり、だれもが行動しやすい環境を整えたまちづくり計画(ユニバーサルデザイン)を進めることが基本である。それらが同時に啓発機能も持つことに着目する必要がある。その際、市民主体のまちづくりが進むよう、当事者の参画により具体的な計画を樹立し、自立を支え、市民間の交流を盛んにすることが大切である。人権意識を高める上で、人から認められ尊重される体験が重要であり、子どもの頃から、主体性を発揮する活動によって、そのような体験を積む機会が保障されなければならない。

また、人権文化のまちづくり先駆者としての豊中市は、自治体としての独立性を保ちながら、市のみで解決しがたい法・制度上の問題については、府や国に改善を働きかけていかなければならない。

(2) 教育・啓発

学校等の教育

学校・幼稚園・保育所などにおいて、これまでの同和教育（保育）・障害児教育（保育）・在日外国人教育・男女平等教育などの成果がどうであったのかを検討し、憲法、教育基本法、人権に関する各種国際条約等をふまえた人権についての教育と結びつけながら、さらに教育の発展をはからねばならない。人権文化を築くため、教育現場において子どもや教師の人権が保障されなければならない。学力や進路の保障、民族教育の支援も必要である。

「総合的学習の時間」においては、人権について具体的に学ぶことが促進されねばならない。カリキュラムや教材の開発も重要である。自己開示能力の向上をはかり、自尊感情を高める教育も重視されるべきである。これらについてすべての教育者・保育者の研修機会が拡充される必要がある。

学校教育は、生涯学習の基礎を培う上で重要な機能を持つものであり、家庭や地域の教育力との接合をはかりながら、自己教育力を高めるために、すべての子どもの学習意欲の向上、学習方法の習得に力を注がねばならない。

近年情報技術の発達のもとで、情報による人権侵害も深刻になっているので、情報モラルを高める教育とともに、情報を批判的にとらえる力をつけるメディア・リテラシーの教育を積極的に進めることも重要である。

社会教育

公民館・公民分館などの社会教育施設において、市民の権利主体としての学習や生活文化の見直し学習を促進することが大切である。同時にあらゆる学習が人権確立の観点から進められるよう努めなければならない。その際、さまざまな問題を重ね合わせての権利学習が、講義、話し合い、ワークショップ、現地見学、メディアの活用など多様な方法を用いてなされ、行動につなぐ学習とすることが重要である。住みよいまちづくりについての計画と学習をつなぐなかで、人権学習が大きな意味を持つのである。また、人権リーダーのためのカリキュラム開発を行い、継続的な学習が保障されるべきであり、大学などの教育機関や人権まちづくりセンター等と連携することが有効である。人間らしさを追求する音楽・演劇・美術など文化活動による人権学習の機能にも着目した

取り組みが期待される。民間団体の学習援助も推進されなければならない、地域のみならず、職域における学習も重要で、企業等に対しても、人権学習の促進を働きかけることが望まれる。

また、すべての市民の学習権を保障する観点から、識字・日本語学習、情報の基礎知識・技術の習得などを含めた成人基礎教育の拡充とともに、異文化理解・多文化共生の学習の展開が重要である。とくに、これまで被差別状況にあり、学習の保障が不十分であった人々に対する学習機会を重点的に整え、生活体験と人権問題を重ね合わせる学習なども含めて、その権利行使の力の向上(エンパワーメント)を支えなければならない。そのため、障害のある人や外国人の利用しやすい情報・資料の提供に努めなければならない。さらに、子どもの社会参画を進めるとともに、子どもの遊び場や生育環境を整えるために、住民の主体的な取り組みを支えることも重要である。

インターネットを利用しての人権侵害や情報格差が問題になっている今日、情報を批判的にとらえるとともに豊かな自己表現を支えるメディア・リテラシーの学習も促進される必要がある。

職員研修

市職員研修においては、すべての職員が、住民の人権を守ること、自らの人権のあり方、それらと職務との関係を軸に職場研修を日常的に進めることが必要である。その際、理解を深め、施策の提案・実施につなぐことのできるように、研修と企画・立案を連動させることが有効である。非常勤職員や市の関係する財団等の職員に対しても、このような研修が保障されなければならない。

啓発活動

人権尊重のまちづくりの主役は市民であり、その主体的な参画を進めるところに啓発の趣旨がある。市民啓発においては、人権教育推進委員協議会などの自主団体の活動に期待するところが大きい。その支援のあり方を考えることが大切である。公務・医療・消防・福祉・教育・更生保護・法曹・マスメディア・宗教・議会など人権にとくに関連の深い活動に関わる人々の人権教育活動を促し、それらの人々が積極的に啓発活動を担うよう支援することも重要である。また、広報・公聴活動そのものが人権啓発活動であることを自覚した取り組み

が重要である。これら教育・啓発のプログラム形成には、市民参画が大切である。

国内外の人権に関する動向、条約や法の整備状況、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律やそれに基づく国の人権教育・啓発に関する基本計画、豊中市人権教育・啓発基本計画などの周知徹底が課題であり、さまざまな媒体を用いて、また各種団体の取り組みによって、これらが多くの市民のものとなることがはからなければならない。

(3) 相談・救済

相談と市政の結合

人権相談には措置が伴うことが必要であることが多く、それらの問題を関連部局で引き継ぐなど、相談で上がってくる問題を啓発につなぐとともに、市政に反映させる仕組みを整備することが重要である。

相談体制の整備と相互調整

人権を侵害されやすい状況にある人々のための身近な相談の場が、それぞれの立場に配慮して多く用意されるとともに、それらを相互につなぐセンター的機能を果たす機関も整備されなければならない。市民の利用しやすい人権情報センターを設立することが必要である。

第三者機関による相談・救済

行政当局による人権侵害に対する措置も含め、人権相談・救済に有効な機能を発揮するために、調査・勧告・意見表明などの権限を持つ、行政から一定の独立性を持った公機関としての第三者機関を設置し、問題に取り組む必要がある。豊中市では、(仮称)「男女共同参画推進条例」制定作業の一環として、現在、男女共同参画に関する中立的な苦情処理(被害者救済)機関の設置が検討されているが、他の人権分野においても、第三者機関の設置に向けた条件を整備し、早期に設置することが求められる。その際、市民間の人権に関わる問題に対しても、関係者間の調整を行い、必要に応じて要望を行うなどの機能を発揮することが求められる。

人権ソーシャルワーカーの配置と市民との連携

人権擁護委員、人権専門委員の充実も大事であるが、権利擁護で当事者を援助するアドボカシーの活動などを重視し、相談・調査・調整など人権ソーシャルワーカーとしての機能を発揮する専門職員の配置も望まれる。豊中市では人権まちづくりセンターにおいて人権ケースワーク事業を実施しているが、今後は、人権促進にあたる市民ボランティアの充実やNPOとの連携も課題である。

相談における人権の視点と相談員の研修

あらゆる相談には人権尊重の視点での対応と、相談のネットワークの確立及び相談員の人権研修が必要である。

(4) 市民活動の支援と連携

当事者の意見反映の仕組み

問題に直面している当事者の意見表明、市政参画の仕組みを整えることが課題である。そのためにも広く市民に情報を提供する活動が重視されなければならない。

市民参画の促進

政策形成過程における市民の参画を進め、市民の実践に基づいた知見を生かすようにし、政策を協働でつくりあげるようにすることが大切である。多くの市民懇話会を開設することが望まれる。また、審議会委員等の公募等で当事者も含め多様な市民の参画を進めることが大切である。

人権ネットワークの構築

市民による人権擁護支援組織の結成・活動を支え、それらを含めた人権ネットワークづくりを進め、行政はその調整機能を発揮するよう努めるべきである。その際人的、物的な地域資源の活用促進が必要である。

情報ネットワークの整備

市民の問いかけに応えるシステムを整える必要がある。そのため、きめ細かい情報の双方向ネットワークを確立し、インターネット、ホームページを活用して、開かれた行政にしなければならない。

(5) 推進体制

全行政の人権文化創造への取り組み

地方自治体の任務は、日本国憲法の理念を地域において住民自治によって具体化していくことにあり、その理念は平和主義、民主主義、基本的人権の尊重であって、あらゆる行政施策が、住民の参画のもとに、住民の福祉を増進し、人権を尊重し、擁護することをめざすべきものである。したがって、人権文化概念を重視しその政策を統括する部署を充実させるとともに、すべての部署が人権文化を担当しているという意識と仕組みを持つようにすることが必要である。

総合行政の仕組みと調整部門の整備

人権文化のまちづくりにおいて、市の理事者が統括して、行政全体が人権啓発のみならず人権施策を総合的に進めることのできるようなしくみを構築しなければならず、人権文化の創造・人権行政推進の観点から調整を行う強力な政策推進機構を確立しなければならない。また、重要課題についてそれぞれ調整窓口となる部署を整備し、その機能を充実させ、各部局の取り組みを促すとともに、それらが横断的に相互に連携するように働きかけることが大切である。庁内のイントラネットでの情報交換も重要である。

公聴部門と人権施策調整部門との結合

市民の声を活かすために、庁内の公聴部門と人権施策調整部門との関係を密にすべきである。

関連施設の連携

人権まちづくりセンター、障害福祉センター「ひまわり」、国際交流センター、男女共同参画推進センター「すてっぷ」等の機能の充実を図るとともに、関連施設の連携を促進すべきである。

市民との連携による推進体制

NPOやボランティアなども関わって、層の厚い推進体制を築くことが望まれる。

人権行政点検システム

人権全体を点検する仕組みづくりとも関連させて、計画 - 実践 - 評価 - 計画

の循環体系を、オンブズパーソンや委員会などを含めて構築することが望ましい。そのため実態把握のための調査や白書づくりが促進されるべきである。

職員の意見反映の仕組み

人権文化を築き、まちづくりを進めるために、職員が仕事の中で自由に発言でき、それを具体的な行政施策に活かすことのできる仕組みづくりも必要である。

審議会等の相互連携

人権に関わる各審議会等が、相互の連携を密にすることが必要である。